

発行  
あきる野市区画整理推進室  
197-0814  
あきる野市二宮 350 番地  
電話 042-558-1198

## ニュース

### 審議会委員が決まりました

秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業は、その最初の手続きとして「土地区画整理審議会」の委員 10 名を選出しました。

このうち、土地所有者から選出する委員については、定数8名を超える立候補者があったため、去る8月7日（日）に選挙を実施し、委員8名と予備委員（委員に欠員が生じた場合に補充する委員）1名が決定しました。

#### 投票状況

- 有権者数：209 名
- 投票者数：140 名（投票率 66.99%）
- 有効投票数：138 票

また、市長が選任する学識経験者2名を併せて選出し、10名の委員が決定いたしました。

### 第1回審議会を開催しました

9月7日（水）に、委員の委嘱任命式に続いて第1回土地区画整理審議会を開催し、審議会会長に秋間荘一氏、会長代理に米田秀男氏を選出しました。

#### 土地所有者から選出した

#### 審議会委員 定員8名(得票順)

氏名(敬称略)	得票数
神田 雄吉	21 票
牧岡 輝夫	18 票
小林 光男	17 票
中村 義明	17 票
秋間 荘一	14 票
青木 弘	13 票
木下 優	12 票
平井 勝也	11 票
(予備委員1名)	
高木 義則	10 票

### ◆「土地区画整理審議会」の役割は？

「土地区画整理審議会」とは、施行者であるあきる野市が事業を進めるにあたり、同意または意見を求めるために置く機関で、土地区画整理法第56条に位置づけられています。

施行者は、「評価員の選任」「保留地の決定」「小規模な宅地や特別な宅地の取扱」について、審議会の同意を得ながら、換地設計案を作成し、権利者の皆様に仮換地案をお示しします。

また、仮換地を指定する場合や換地計画を定めようとする場合などに意見を求められます。

ほかにも、事業の進み具合に応じて、権利者の目線や有識者としての見識を反映できるよう、意見を伺いながら事業を進めることとなります。

#### 学識経験者の審議会委員 定員2名(五十音順)

氏名(敬称略)	経歴
原 和義	東京都建設局、都市整備局等にて要職歴任
米田 秀男	東京都建設局、都市整備局等にて要職歴任

#### あきる野市からのお知らせ

市では、新聞折込で、「広報あきる野」をお届けしています。折込対象の新聞を購読されていない方で市内に住所がある方には、無料でお届けします。お問い合わせください。

問合せ：市長公室 電話 042-558-1269

## 「スマート・ウェルネス・シティ」をご存知ですか？

スマート（賢い・快適・美しい）  
 ウェルネス（「健幸」＝健康＋生きがい・安心など）  
 シティ（まちづくり）



「スマート・ウェルネス・シティ」とは、住む人々が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営めるようなまちの姿のことです。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、いつまでも元気に続けられるように、「歩く」ことや「外に出てみる」ことで、健康で生き生きと暮らせることが理想です。

武蔵引田駅北口地区には、駅や商業施設、公園が歩ける距離にあるという利点があります。このコンパクトさを活かして、誰もが安心して

外出し、歩きたくなる環境を整えることで、権利者が育ててきたコミュニティと相まって、歩くことを基本とした健康づくり、生きがいを感じられるまちを目指すことができます。

その実現のために、まちづくりができることを、区画整理事業の中に取り入れて進められれば良いと考えます。

### お知らせ

#### ボーリング調査を実施します

9月下旬から10月中旬にかけて、事業地区内においてボーリング調査を行います。



この調査では、地盤の強さや雨水のしみ込みやすさなどを試験で調べるために、現地の土を採取します。

#### 意向調査を予定しています

この土地区画整理事業では、「住」「商」「工」「農」がバランスの取れたまちづくりを目指しています。（「かわら版」1号「コラム」をご覧ください）

権利者の皆様からは、換地の利用希望に応じた一定の申し出をいただく予定です。

これに先立ち、年内に皆様の個別のお考えを伺う意向調査を行いたいと考えています。昨年2月に実施して以来となりますが、ご協力をお願いいたします。

この調査は、仮換地案を検討するうえで参考とするもので、正式な申し出等は後日改めて行う予定です。



届出は随時受け付けています 区画整理推進室または引田相談事務所へご相談ください。

- ① 登記していない**借地権**の申告
- ② **共有名義**の代表者の届け出
- ③ **相続が発生**した場合の届け出
- ④ **権利の変動**がある場合の届け出

#### 建築行為等が制限されています

地区内で建築行為等を行おうとする場合は、市長の許可を得る必要があります。許可を得られる条件が伴う場合もあります。ご相談ください。



書類の配布：区画整理推進室、引田相談事務所 書類の提出：区画整理推進室

区画整理についてのご相談は、下記の施行者窓口にお気軽にお寄せください。

- あきる野市区画整理推進室（市役所3階）  
197-0814 あきる野市二宮 350 番地 電話 042-558-1198
- あきる野市武蔵引田相談事務所  
197-0834 あきる野市引田 264 番地 電話 042-518-2922



森っこサンちゃん